

地方公共団体の奨学金について

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額		申込締切日	応募方法
大田区奨学金	〈課 程〉学部 〈学 年〉不問 〈その他〉 (1)経済的理由により修学が困難であること。 (2)貸付を開始する日の1年前から、引き続き大田区内に居住している保護者等から扶養されていること。 ※その他、所得基準や成績基準などについて詳細を知りたい場合や不明な点がある場合は、大田区福祉部福祉管理課援護係に直接お問い合わせください。 〈支給期間〉～正規の修業年限	希望者は大田区HPよりご確認ください。	貸与	35,000円以内	2021年9月17日(金) 【提出先】 大田区福祉部福祉管理課 援護係	〈応募方法〉 所定の様式により書類を作成し、必要な添付書類とともに、直接応募(提出)してください。 大田区HP https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/ka-shitsuke_kyuhu/ ■「推薦状」の提出が必要な場合 9月10日(金)までに、メールにて東京大学奨学厚生課地方公共団体奨学金担当へ作成を依頼してください。 ※東京大学奨学厚生課地方公共団体奨学金担当: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

2021年8月25日 本部奨学厚生課奨学チーム

大田区奨学金貸付のご案内

(令和3年度 **在学生再募集**)

募集期間（申込書等配布 及び 申込受付期間）
令和3年8月23日（月）～ 9月17日（金）
（土日・祝日を除く）

窓口開設時間 8時30分～17時00分

昼休み（12時から13時）は、お待ちいただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計に急変があった学生を対象に募集する貸付型奨学金制度です。

また、貸付のため、将来奨学生に返還の義務が生じます。



大田区福祉部 福祉管理課 援護係
(区役所8階 24番)

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

電話 (5744) 1245 (直通)

FAX (5744) 1520

令和3年8月発行

1 申込資格

- (1) 学校教育法で定める大学・短期大学・専修学校専門課程に現在、在学中であること。

通信制を含みます。

※ サポート校や大学院に在学中の方、就職後に大学・専修学校等へ進学された方、大学・専修学校等を卒業後、他の学校へ再入学された方は対象外です。

- (2) 経済的理由により就学が困難であること。

- (3) 貸付を開始する日の1年前から、引き続き大田区内に居住している保護者等から扶養されていること。

2 選考基準の目安

(1) 所得基準

下表を目安に、世帯所得（令和2年分の総所得金額又は令和3年見込総所得金額【給与の場合は給与所得除後の金額】）で選考します。（下表はあくまで概算です。世帯構成等の事情により増減しますので問い合わせください。）

世帯人員	大学・短期大学・専修専門課程	
	所得金額	（給与収入での目安）
2人	4,942,536 円	（6,713,929 円）
3人	5,846,160 円	（7,717,956 円）
4人	6,536,856 円	（8,485,396 円）
5人	7,156,032 円	（9,106,032 円）
6人	7,969,488 円	（9,919,488 円）
1人増加	1,048,824 円	

(2) 成績基準

学校区分	学業成績
大学・短期大学・専修学校専門課程	5段階評価で <u>平均3.0以上</u>

※平均成績の求め方は、以下のとおりです。

- ・1年生の場合・・・卒業校の1年～3年までの全成績の平均
- ・2年生以上の場合・・・在学期の前学年までの全成績の平均

申込者多数の際には、選考基準を満たしている場合でも採用されないことがあります。

3 連帯保証人について

奨学金を貸し付けるに当たり、奨学生とともに返還義務を負う連帯保証人が1名必要です。

連帯保証人の要件は、安定した収入があり、十分な返済能力のある方です。

条件を満たしている場合、申込者の父母等も連帯保証人になることができます。

※ すでに大田区奨学金の連帯保証人になっている方は、返還が滞っている場合、連帯保証人にはなれませんのでご注意ください。

※ 住民税未申告や滞納のある方は、連帯保証人にはなれません。

※ 返還期間は20年間の長期に渡ります。返還完了するまで奨学生とともに返還義務を負っていただきます。

提出前にご確認ください。

申込書類の提出は郵送または窓口で受け付けいたします。

提出された書類の不備や添付書類が無い場合には、電話にてご連絡をいたします。申込書には、必ず日中に連絡のつくお電話番号をご記入ください(複数記入いただいても構いません)。

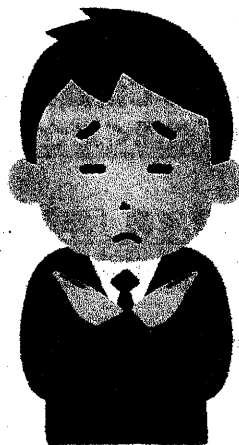
なお、電話がつかない場合には、提出いただいた書類を一式郵送で返却いたします。その後、訂正した書類を期日までにご提出いただけない場合には、奨学金を受けることができませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

申込書類は、できるだけお早目に提出をお願いいたします。

【書類不備の例】

扶養されていないご家族の
課税（非課税）証明書の添付
がない。

住民票に「本籍」と
「続柄」の記載がない。



推薦状と成績証明書
の添付がない。

署名が自署されていない。

ご不明な点などありましたら、そのままにせず必ずお問合せください。

～裏面の注意事項をお読みください～

申込みに際しての注意事項（**在学生再募集**）

- 1 申込書類は、福祉部 福祉管理課 援護係 奨学金担当（区役所8階 24番窓口）へ郵送または持参でご提出ください。
- 2 奨学金は、大学等の在学期間中に貸付けし、卒業後、学生本人が返還する制度です。保護者の方は、学生本人と奨学金の内容を十分検討した上で、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 3 学生本人が返還できない場合は連帯保証人に返還していただきます。
連帯保証人は、「学生本人に代わって返還することが可能な方」です。給与収入・年金収入等がない方は連帯保証人にはなれませんのでご注意ください。
連帯保証人は次の要件をすべて満たしている方に限ります。
(1) 学生本人に代わって返還することが可能な方
(2) 住民税の未申告や大田区奨学金の返還（連帯保証も含む）に滞納のない方
- 4 次の方は該当しませんのでご注意ください。
(1) サポート校や大学院に在学中の方
(2) 社会人になった後、再度学校に入学された方
(3) 大学、専門・専修学校を卒業後、他の学校へ入学された方
- 5 申込書は「見本」を良く見て記入してください（消せるボールペンは使用不可）。
(1) 署名欄は各自、必ず自署してください。
(2) 奨学金を希望する理由の欄は、必ず奨学生本人の自署で世帯の状況や奨学金を希望する理由等を記入してください。
- 6 住民税課税（非課税）証明書によって扶養関係を確認いたしますので、ご家族の名前が被扶養者欄に載っているかどうかご確認ください。
- 7 家計に急変が生じた方は、令和3年の「年間収入（見込）簡易申告書」が必要です。
該当される方は、必ず奨学金担当へご相談ください。
- 8 書類に不備があると受け付けできませんので、お早めに申込みをして下さい。
持参の場合、締め切り近くになりますと窓口が大変混雑します。
昼12時から13時の休憩時は、お待ちいただく場合があります。ご了承下さい。
- 9 生活保護世帯の方は、必ず生活福祉課のケースワーカーと相談後、「生活保護受給証明書（世帯全員のもの）」を添えて申込みしてください。

〔問合先〕大田区役所
福祉部福祉管理課援護係
奨学金担当

電話：5744-1245
FAX：5744-1520

4 申込時必要書類 ※ご提出いただいた申込書・必要書類は返却できません。

①	申込書	大田区奨学金貸付申込書（大田区所定の様式） ※記入例を参考に記入してください。
②	推薦状	大田区貸付奨学生推薦状（大田区所定の様式） ※在 schools で証明をもらってください。 ※奨学生を決定する審議に影響はございません。概評欄は簡略な記載でも結構です。
③	成績証明書 または 調査書	成績証明書（学校独自の様式） ※ 1 年生の場合：卒業校の 1 年～3 年の全成績が記載されているもの ※ 2 年生以上の場合：在 schools の前学年までの全成績が記載されているもの
④	住民票	本籍・続柄が記載されている世帯全員のもの ※ 本籍・続柄に、 <u>省略</u> と印字されているものは不可 ※ 外国人の方は、続柄 国籍・地域 在留資格・期間等に関することが省略されていないもの 発行日が 3 か月以内のもの
⑤	所得を 証明する書類 ※住民票が一緒 で扶養家族にな っていない方の 分はすべて必要 です。	令和 3 年度住民税課税（非課税）証明書 ※被扶養者全員の氏名が記載されているもの ※源泉徴収票や確定申告書は不可 ※ 生活保護受給者の方は、生活保護受給証明書を併せて提出してください。 ◎ 住民税未申告や滞納のある方は、申告または、納付後にお申し込みください。 <u>新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変のあった方は…</u> 本募集において、新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変のあった世帯については、令和 3 年の総所得見込額での申込みが可能です。 まずは奨学金担当までご連絡ください。 必要な書類としては、令和 3 年度課税（非課税）証明書に加え、年間収入（見込）簡易申告書・収入・所得が確認できる給与明細書や預貯金通帳等の写しを提出していただくようになります。
⑥	連帯保証人の 住民票	本籍・続柄が記載されているもの ※ 本籍・続柄に、 <u>省略</u> と印字されているものは不可 発行日が 3 か月以内のもの ④の住民票の中に、連帯保証人がいる場合は不要。
⑦	連帯保証人の 所得を 証明する書類	令和 3 年度住民税課税証明書 ※源泉徴収票や確定申告書は不可 ◎ 住民税未申告や滞納のある方は、連帯保証人にはなれません。 ◎ 連帯保証人の要件については、前記 3 を参照してください。 ⑤の所得を証明する書類の中に、連帯保証人がいる場合は不要。

※マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

（マイナンバーの記載がある場合には、読み取れないように塗りつぶしてください）

5 申込先 大田区福祉部福祉管理課 援護係 （区役所 8 階 24 番窓口）

6 募集期間（申込書等配布 及び 申込受付期間）

令和 3 年 8 月 23 日（月）～ 9 月 17 日（金）（土日・祝日を除く）

窓口開設時間 8:30 から 17:00 ※昼休み（12 時から 13 時）は、お待ちいただく場合があります。

7 貸付額

月額（無利子）

大学・短期大学・専修学校専門課程	（国公立）	35,000円 以内
	（私 立）	44,000円 以内

8 初回貸付金の振込みまでの流れ

◎奨学生に決定した場合

- ・令和3年10月中旬 奨学金貸付申請書、支払金口座振替依頼書等の提出
- ・令和3年10月下旬 返還誓約書兼連帯保証書等の提出
- ・令和3年11月下旬 初回の奨学金振込（4月から12月の9か月分）

9 貸付期間・貸付方法

- ・令和3年4月から正規の修業年限まで貸付けをいたします。
ただし、留年、退学、または保護者の方が区外転出の場合は貸付停止となります。
- ・貸付方法は、借受人（奨学生）名義の銀行口座に通常年4回3か月分ずつ振り込みます。
（振込時期：4月末・7月末・10月末・1月末）
ただし、再募集で採用となった方は、1回目の振込みの際に令和3年4月から12月までの9か月分を振り込みます。
- ・病気等で休学となった場合は、その期間中、貸し付けを一時停止します。
- ・次年度からの振込は、毎学年初め、新学年に進級したことを在学証明書で確認した後になります（別途、手続きが必要です）。在学証明書等を提出しない場合、貸付を停止する場合がございます。

10 返還方法

- ・卒業後、1年間の据置期間を経て返還が開始されます。ただし、卒業以外で貸付停止の場合、据置期間は半年間となります。返還の際に、在学中などの理由による返還猶予制度があります。
（別途、手続きが必要）
- ・返還方法は、年1回払い、年2回払いまたは毎月払いで、原則口座振替にて20年以内に返還していただきます。

11 返還を延滞した場合

- ・貸付金は無利子ですが、20年以内に返還できない場合、返還未済額に対して年10.95%の延滞金が発生します。
- ・滞納者については、奨学生、連帯保証人に対し電話や文書による督促を行います。
督促にもかかわらず、誠意が見られない場合には民事訴訟法に基づく法的措置をとることがあります。

12 その他

- ・借受人（奨学生）及び連帯保証人の住所・氏などに異動があった場合、身上異動届の提出が必要となります。
- ・領収証書は、返還が終了し、奨学金返還誓約書兼連帯保証書が返還されるまで大切に保管しておいてください。